

報道関係者各位

令和8年4月28日

空き家の除却に補助

安全で安心な生活及び良好な景観の確保を図るため、老朽化などにより倒壊する恐れのある、危険な空き家の除却に係る費用の一部を補助します。

- 【対象工事】 都市計画区域内の木造住宅で、個人が所有し、国の基準による不良住宅と判断される空き家の除却工事
- 【募集戸数】 5戸
- 【補助金額】 対象工事費の3分の1（限度額40万円）
- 【提出書類】 所有者の分かる書類、工事の見積書 等
- 【募集期間】 5月7日（木）から5月29日（金）まで
 - ※ 申込み多数の場合は抽選
 - ※ 募集戸数に達しない場合は、引き続き先着順で受け付け
- 【申込方法】 専用用紙に必要書類を添えて、住宅課へ



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市 住宅課（担当：西村）
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
[TEL:0773-66-1050](tel:0773-66-1050)、[FAX: 0773-62-9894](tel:0773-62-9894)
E-mail:jutaku@city.maizuru.lg.jp